給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１６号

大阪府富田林市桜井町１丁目12番28号
再生債務者　上田　託也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第６号

香川県高松市国分寺町新居1321番地１　谷上ビル２Ｆ
再生債務者　野村千代美（旧姓九鬼）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月11日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日
農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　山本　有二

第29条第１項の表中「$\frac{43.00}{1,000}$」を「$\frac{39.40}{1,000}$」に、「$\frac{5.65}{1,000}$」を「$\frac{5.51}{1,000}$」に、「$\frac{40.79}{1,000}$」を「$\frac{37.46}{1,000}$」に、「$\frac{45.21}{1,000}$」を「$\frac{41.34}{1,000}$」に、「$\frac{86.00}{1,000}$」を「$\frac{78.80}{1,000}$」に、「$\frac{11.30}{1,000}$」を「$\frac{11.02}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{43.00}{1,000}$」を「$\frac{39.40}{1,000}$」に、「$\frac{5.65}{1,000}$」を「$\frac{5.51}{1,000}$」に、「$\frac{45.21}{1,000}$」を「$\frac{41.34}{1,000}$」に改める。

第32条中「、宿泊経理」を削る。

附　則（平成29年３月31日）

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
3　宿泊経理の廃止の際、宿泊経理に係る資産及び負債は保健経理に帰属するものとする。

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（13林共第36号）の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日
林野庁共済組合代表者
林野庁長官　今井　　敏

第13条第１号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

第20条第１項の表中「$\frac{5.42}{1,000}$」を「$\frac{5.76}{1,000}$」に、「$\frac{10.84}{1,000}$」を「$\frac{11.52}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.42}{1,000}$」を「$\frac{5.76}{1,000}$」に改める。

別表中「茨城県つくば市松の里１番」を「茨城県つくば市松の里１」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
2　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成29年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 29 年４月 19 日　　新潟県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号
(1)　中学校教諭１種免許状（数学）
平26中１普第26号
(2)　高等学校教諭１種免許状（数学）
平26高１普第33号
授与年月日　平成26年10月１日
授 与 権 者　福島県教育委員会
氏　　名　古川　直人
本　籍　地　新潟県
2　失効年月日　平成29年３月28日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 29 年４月 19 日　　福岡県教育委員会
1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
(1)　中学校教諭一種免許状、平22中一種第319号、福岡県教育委員会、平成23年３月19日、愛知県、武田　泰典、平成29年３月29日
(2)　高等学校教諭一種免許状、平22高一種第563号、福岡県教育委員会、平成23年３月19日、愛知県、武田　泰典、平成29年３月29日
2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://home.att.ne.jp/sea/abe/sap.kessan.ichiran.04.htm
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年四月十九日
埼玉県川口市西青木四丁目一番三号
(甲)　サンキョー・プロパティー株式会社
代表取締役　阿部　恭久
埼玉県川口市西青木四丁目一番三号
(乙)　有限会社アース・ケア・ジャパン
取締役　生駒　　茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月七日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月七日
掲載頁　六十頁（号外第七十六号）
平成二十九年四月十九日
千葉県茂原市町保三番地七
(甲)　株式会社イチケン洋行
代表取締役　齋藤　俊子
千葉県茂原市千代田町一丁目七番八
(乙)　株式会社マルモト不動産
代表取締役　齋藤　俊子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年四月十九日
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺六六三〇番地一
(甲)　株式会社旅館壱の井
代表取締役　井　　貴樹
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺六六三〇番地の一
(乙)　有限会社旅館壱の井
代表取締役　井　　郁夫